（施設課の所掌事務）

第十七条　施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　調査、研究及び開発に必要な機械器具及び施設の整備に関すること（インフラ情報高度利用技術研究官の所掌に属するものを除く。）。

二　調査、研究及び開発に係る業務のうち、模型施設その他これに類する施設の設計に関すること（インフラ情報高度利用技術研究官の所掌に属するものを除く。）。

三・四　（略）

（インフラ情報高度利用技術研究官の職務）

第十七条の四　インフラ情報高度利用技術研究官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　社会資本の整備に関する情報を高度に利用するための技術（次号及び第三号において「インフラ情報高度利用技術」という。）の調査、研究及び開発に係る事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

二　インフラ情報高度利用技術の調査、研究及び開発に必要な機械器具及び施設の整備に関すること。

三　インフラ情報高度利用技術の調査、研究及び開発に係る業務のうち、模型施設その他これに類する施設の設計に関すること。

（削る）

（施設課の所掌事務）

第十七条　施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　調査、研究及び開発に必要な機械器具及び施設の整備に関すること。

二　調査、研究及び開発に係る業務のうち、模型施設その他これに類する施設の設計に関すること。

三・四　（略）

（新設）

（コーディネート研究官の職務）

第十九条の二　コーディネート研究官は、命を受けて、調査、研究及び開発に関する特定事項についての調整に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項及び第二百八条第六項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務）	（建政部の所掌事務）
第七条　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三十一　（略）	一～三十一　（略）
三十二　国が設置する都市公園その他の公共空地（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑を除く。以下「国が設置する都市公園等」という。）に関する工事の全体計画及び国が設置する都市公園等の管理並びに皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の整備に関すること。	三十二　国が設置する都市公園その他の公共空地（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑を除く。第八十四条第十号において同じ。）に関する工事の全体計画、国が設置する都市公園の管理並びに皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の整備に関すること。
三十三～四十八　（略）	三十三～四十八　（略）